

(毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四
年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目 次

◇人委規則 不利益処分についての不服申立てに関する規則

公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

職務の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式

人事委員会規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第五号

不利益処分についての不服申立てに関する規則

第一節 総 則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律

第二百六十一号。以下「法」という。)第八条第七項及び第五十一条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)の手続及び審査の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第二条 当事者は、審査請求人又は異議申立て人(以下「不服申立て人」という。)及び処分者をいう。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人、異議申立てをする者を異議申立て人、処分を行なつた者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行なつた後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに

相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

- 第三条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

- 2 人事委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

- 3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職業を人事委員会に届け出なければならない。

- 4 当事者は、代理人を二人以上選任した場合においては、代理人のうちから書類の送付を受けるべき者一人を指定し、その者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。書類の送付を受けるべき者を変更した場合も同様とする。

- 5 第三項の規定による届出のあつた代理人は、当事者がため、その事案の審査に関して必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取

り下げるとはできない。

第二節 不服申立て

(不服申立て)

- 第四条 処分についての法第四十九条の二第一項の規定による不服申立ては、審査請求書又は異議申立書(以下「不服申立て」という。)正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない。

- 2 不服申立てには、次の各号に掲げる事項を記載し、不不服申立て人が記名押印しなければならない。

- 一 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日

- 二 処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部局

- 三 処分を行なった者の職及び氏名

- 四 処分の内容及び処分を受けた年月日

- 五 処分があつたことを知つた年月日

- 六 処分に対する不服の理由

- 七 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

- 八 法第四十九条第一項又は第二項に規定する処分説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯

九 不服申立ての年月日

- 3 不服申立て書には、正副ともに処分説明書の写し各一枚を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、この限りでない。

- 4 不服申立て書の記載事項に変更を生じた場合には、不服申立て人は、そのつど、その旨をすみやかに人事委員会に届け出なければならない。

(不服申立ての受理及び却下)

- 第五条 不服申立て書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- その資格及び不服申立ての期限について調査し、不立人の資格及び不服申立ての期限について調査し、不

- 服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 前項に規定する調査の結果、不服申立て書に不備の点

(審査の併合及び分離)

- 第六条 人事委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、これを併

合して審査することができる。人事委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

2 前項の規定により審査を併合し、及び分離する場合においては、人事委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

3 審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者一名を選任し及び解任することができる。

この場合、不服申立人は、代表者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。

4 不服申立人が、代表者を選任した場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第七条 人事委員会は、書面審理を行なう場合においては、期限を定めて、不服申立人に對し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 陳述を求めようとする事項
- 8 人事委員会は、証人に対しても陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行なわせなければならぬ。
- 9 人事委員会は、証人に對し、口頭による陳述にかけて、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。
- 10 人事委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。
- 11 人事委員会が書証を所持する者に對して書類又はその写しの提出を求める場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、これを行なわなければならぬ。
- 12 人事委員会は、書面審理のつど、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

- 二 書類又はその写しを提出すべき日時及び場所
- 三 提出すべき書類又はその写し
- 12 人事委員会は、書面審理のつど、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

(口頭審理)

第八条 人事委員会は、口頭審理を行なう場合においては、そのつど、書面で口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

2 人事委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて、前条第一項の答弁書又は同条第二項の反論書の提出を求めることができる。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることがができる。

4 人事委員会は、口頭審理において、発言を許し、若し

2 人事委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人にその写しを送付しなければならない。

3 人事委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写しを送付しなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

5 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも人事委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、人事委員会が必要ないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

6 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも人事委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、人事委員会が必要ないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

7 人事委員会による証人の喚問は、次の各号に掲げる事項を記載した呼出状により行なわなければならない。

一 証人として指名された者の氏名及び住所

昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号 (第3種郵便物記入欄)

昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号 (第3種郵便物記入欄)

- くはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は人事委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。
- 5 人事委員会は、口頭審理を終了するに先き立つて、当事者に対して、最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することができる機会を与えるなければならない。
- 6 前条第四項、第六項から第九項まで、第十ー項及び第十二項の規定は、口頭審理について準用する。
- (準備手続)
- 第九条 人事委員会は、必要があると認めるときは、人事委員会の委員又は事務職員をして口頭審理の準備手続を行なわせることができる。
- 2 準備手続においては、当事者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。
- 1 口頭審理の期日に関する事項
 - 2 事実の整理に関する事項
 - 3 証拠の整理に関する事項

四 その他必要な事項

3 人事委員会は、準備手続における協議のつど、準備手続調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならぬ。この場合においては、第七条第十二項後段の規定を準用する。

(不服申立ての取下げ)

- 第十一条 不服申立て人は、人事委員会が事案について裁決又は決定(以下「判定」という。)を行なうまでの間は、何時でも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打切り等)

- 第十二条 人事委員会は、不服申立て人の所在不明等により審査を継続することができなくなつたと認める場合においては、審査を打ち切ることができるものとみなす。

(指示)

- 第十三条 人事委員会は、審査の結果、必要があると認められる場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

- (判定)
- 第十四条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、すみやかに判定を行ない、裁決書又は決定書(以下「判定書」という。)を作成しなければならない。
- 2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、委員が署名押印しなければならない。
- 1 主文
 - 2 事実及び争点
 - 3 理由
 - 4 判定の日付
- (第四節 審査の結果執るべき措置)
- 第十五条 人事委員会は、審査の結果、必要があると認めた場合は、決定書(以下「判定書」という。)を作成しなければならない。

- 二 事案の審査の際提出されなかつた新たなかつ重大な証拠が発見された場合
- 1 判定の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合
 - 2 事案の審査の際に提出されなかつた新たな重大な証拠が発見された場合

三 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、判定のあつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならぬ。

3 再審の請求は、書面で行なわなければならぬ。

4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。

一 再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

二 判定の内容及び時期

三 再審を請求する理由

（再審の請求の受理及び却下）

第十五条 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再

審の請求の期限及び再審の請求の理由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 人事委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する調査の結果について準用する。

（職権による再審）

第十六条 人事委員会は、第十四条第一項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権により再審を行なうことができる。

（審査の手続）

第十七条 第三節（第八条及び第九条の規定を除く。）の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。

第十八条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合には、これを確認し、

（審査の結果執るべき措置）

第十九条 第二項及び第三項前段並びに第十一条の規定は、前項の場合に準用する。

（第六節 審査及び再審の費用）

（審査及び再審の費用）

第十九条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一 第七条第六項（第八条第六項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申出をした以外の者で、人事委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当

二 人事委員会が職権で行なつた証拠調に関する費用

（第七節 雜則）

二 人事委員会が職権で行なわれた判定に係る再審の請求期間については、この規則の施行後も、なお從

前@exampleによる。

三 人事委員会が文書の送達に要した費用

（第二十条 この規則に定めるものを除くほか、処分につ

る）

（第二十一条 この規則に定めるものを除くほか、処分につ

る）

（第二十二条 この規則に定めるものを除くほか、処分につ

公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第六号

公務災害補償の審査に関する規則の一部を

改正する規則

公務災害補償の審査に関する規則(昭和二十七年八月
鳥取県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正
する。

第一条中「この規則は、」の下に「地方公務員法(昭
和二十五年法律第二百六十号)以下「法」という。」
第四十五条第二項の規定に基づき、「」を加える。

第二条の見出しを「(審査の申立て)」に改め、同条
第一項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改め、
「審査請求書」を「審査申立書」に改める。

第二条第二項中「審査を請求しようとする者」を「審
査を申し立てようとする者」に改め、「請求者」を「審
査申立て人」に改め、

第二条第三項中「審査請求書」を「審査申立書」に改
め、「請求者」を「審査申立て人」に改める。
第三条第一項中「請求者」を「審査請求書」を「審査申立書」
に改め、「請求者」を「審査申立て人」に改め、「審査の
請求」を「審査申立て」に改める。
第四条第二項中「審査請求書」を「審査申立書」に改
め、「請求者」を「審査申立て人」に改める。
第四条第三項中「請求者」を「審査申立て人」に改め、
「審査の請求」を「審査申立て」に改める。
第六条中「審査請求書」を「審査申立書」に改める。
第七条の見出しを「(審査の申立ての取下げ)」に改
め、同条中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

00007

11 昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号

第3種郵便(物) 10

(郵便物)

昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号

00006

第八条第三項中「印」を「注本」に改める。
同記様式第一項から記述欄が複数あるものには
改める。

別記様式第1号

公務災害補償の審査申立て書

地方公務員法第45条第2項の規定に基づき、次のとお
り公務災害補償の審査を申し立てます。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

審査申立て人氏名

印

様式第2号

公務災害補償の審査申立て書記載事項変更届

昭和 年 月 日付提出の審査申立て書の記載事項を下
記のとおり変更いたします(いたしました)のでお届け
します。

変更事項

所属部局

印

災害発生当時の職

印

2 審査申立て人が災害を受けた職員以外の者であると
きは

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

審査申立て人氏名

印

00008
第3種郵便(号外) 第15号 火曜日 3月5日 昭和38年

様式第3号

代理人選任(解任)届

審査申立人

補償実施機関

上記当事者間の公務災害補償申立事案について下記のとおり代理人を選任(解任)しましたからお届けします。

代理人の氏名

住所

職名(職業)

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会

審査申立人(補償実施機関)

印

(注)添付書類 委任状(ただし、選任届のみに添付すること。)

様式第3号の2

委 任 状

昭和 年 月 日付をもつて審査申立人〇〇〇〇が鳥取県人事委員会に申立てを行なった公務災害補償の審査

申立事案について、代理人としての権限を下記の者に委任する。

1 代理人の氏名

住所

2 代理権の範囲

昭和 年 月 日

委任者(審査申立人又は補償実施機関)氏名 印

様式第4号

公務災害補償の審査申立取下申出書

昭和 年 月 日付提出の公務災害補償の審査の申立ての全部(〇〇の部分)を下記の理由により取り下げます。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会

審査申立人氏名

印

昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号 (号外) 公報 取県鳥公報

00009
(第5種郵便)
物認可

昭和38年3月5日 火曜日 (号外) 第15号 (号外) 公報 取県鳥公報

附 則

この規則は、昭和三十八年三月五日から施行される。

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青川辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭

和三十八年八月鳥取県人事委員会規則第三号)第十一条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式を次のとおり定める。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青川辰午

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和三十八年八月鳥取県人事委員会規則第三号)第十一条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式を次のとおり定める。

様式第1号

勤務条件の措置要求書

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会

要求者氏名 印

監 则

この規則は、昭和三十八年三月五日から施行される。

00010

昭和38年3月5日 火曜日 鳥取県報公報外号 第15号 (号外) 第15号 (郵便記入用)

鳥取県報公報外号 第15号 (郵便記入用)

- 2 要求事項
3 要求事由
4 交渉経過の概要
- 勤務条件の措置要求取下申出書
昭和 年 月 日付提出の勤務条件に関する措置の要
求の全部(○○の部分)を下記の理由により取り下げま
す。

鳥取県人事委員会殿
審査請求書
地方公務員法第49条の2の規定に基づき、次のとおり
不利益処分に関する審査を請求します。
昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者氏名

住所

生年月日

理 由
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

要求者氏名 印

- 1 処分を受けた当時の職及び所属部局
- 2 処分を行なった者の職及び氏名
- 3 添付の内容及び処分を受けた年月日
- 4 処分があつたことを知った年月日
- 5、処分に対する不服の理由

鳥取県人事委員会長 横川重
不利益処分を受けた者の長野田重一は監査課長(監査
川十八年三月鳥取県人事委員会現職)横川重一の

- 6 審理方法に対する請求(公開口頭審理、非公開口
頭審理及び書面審理の別)
7 処分説明書の交付を受けた年月日
(処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯)
8 不服申立ての年月日

添付書類
委任状1通
様式第3号
代理 人 解 任・届
請求者
処分者
代理 人 選 任・届
請求者
処分者
代理 人 選 任・届
請求者
処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案につい
て、下記の者を代理人に選任しましたからお届けします。
記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 職名(職業)
- 4 連絡先及び電話番号
- 5 鳥取県人事委員会殿

00012

第15号(外) 鳥取県公職取扱事務課
昭和38年3月5日火曜日

処分者

審査請求書記載事項変更届

請求者

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案の請求
書記載事項について、下記のとおり変更いたします(い
たしました)のでお届けします。

記

1 書面審理(口頭審理)を口頭審理(書面審理)と
します。

2 公開(非公開)を非公開(公開)とします。

3 請求者(代理人)は昭和 年 月 日住所を下記
のとおり移転しました。

旧住所

新住所

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

様式第5号

併合審査請求書

処分者〇〇〇が行なつた下記不利益処分に関する不
服申立ては併合審査を請求します。

処分年月日	処分内容	処分者	被処分者

昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者 氏名 住所 印

様式第6号

答弁書(再答弁書)

請求者

請求者(代理人)

印

00013

(第三種郵便)

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案に關す
る貴委員会の昭和 年 月 日付 烏人委第 号答弁書
提出要求は昭和 年 月 日受領しましたので、別紙の
とおり答弁(再答弁)します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

処分者(代理人) 印

反論書(再反論書)

請求者

鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案につい
て昭和 年 月 日付の処分者の答弁書(再答弁書)に
対して別紙のとおり反論(再反論)します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)

印

様式第8号

証拠提出書

請求者

証拠の所在

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案につい
て、下記の証拠調の申出をします。

記

- 1 証拠の表示
- 2 証拠の所在
- 3 証明しようとする事項

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)

印

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案につい
て昭和 年 月 日付の処分者の答弁書(再答弁書)に
対して別紙のとおり反論(再反論)します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)

印

請求者(代理人)

印

様式第9号

証人調査申請書

請求者

処分者(代理人)

印

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、下記のとおり証人調を申請します。

記

て、下記のとおり文書の提出を求められるよう申請します。

記

1 証人の職名(職業)及び氏名

住所

1 文書の表示

2 文書の趣旨

3 証明しようとする事実

4 文書の所持者

氏名

住所

職名(職業)

鳥取県人事委員会殿

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

昭和 年 月 日

請求者(代理人)

印

審理期日変更申請書

請求者

3 証言を求める期日 昭和年月日第 回口頭審

理 文書提出申立書

請求者

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案につい

処分者(代理人)

印

様式第11号

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、
て、第 回口頭審理日時を昭和 年 月 日午前(後)
時からと指定されましたが、同日は請求者(処分者)
本人、代理人とも下記理由によつて出席できませんので、
審理期日を昭和 年 月 日(以降)に変更して下さる
よう申請します。

取り下げます。
記
理由
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)

印

様式第13号

再審請求書

請求者

請求者(代理人)

印

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案の判定
につき、下記のとおり再審を請求します。

審査請求取下申出書
請求者
処分者

記

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案に関する
審査の請求の全部(〇〇の部分)を下記の理由により

00016

昭和38年3月5日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 20

3 判定の内容

4 再審を請求する具体的理由

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人)
処分者(代理人)

印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 例所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額 1150円(配達料共)〕